

## 死刑執行再審としての菊池事件と飯塚事件

2026年5月30日 徳田靖之

### 第1 死刑執行に至る経緯とその特異性

#### 1 菊池事件の場合

##### (1) 経緯

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 1957年 8月23日 | 死刑判決確定          |
| 1957年～1962年 | F氏3度に及ぶ再審請求     |
| 1962年 9月11日 | 法務大臣、死刑執行上申書に押印 |
| 9月13日       | 熊本地裁第3次再審棄却決定   |
| 9月14日       | 死刑執行            |

##### (2) 経緯の特異性

第3次再審請求棄却決定の即時抗告期間中に死刑が執行されている

← 第3次再審請求では、死刑判決の柱の1つである親族証言が否定された

死刑執行は、再審請求を許さないため(?)

#### 2 飯塚事件の場合

##### (1) 経緯

|             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 2006年10月 8日 | 死刑判決確定                    |
|             | 再審の準備開始                   |
| 2008年10月17日 | 足利事件で東京高裁 職権でDNA鑑定を採用との報道 |
| 2008年10月24日 | 死刑執行上申<br>即日決裁            |
| 2008年10月28日 | 死刑執行                      |

##### (2) 経緯の特異性

ア 足利事件と飯塚事件

同じ時期に、同じ技官によって、同じ方法（MCT118型）でDNA鑑定がなされ、菅家さんも久間さんも同じ16-26型と鑑定されていた。

イ 法務大臣への上申に際して、全面否認事件であること、再審準備中であることを説明せず。

→ 即日決裁

→ 記者会見において法務大臣は、全面否認事件であること、再審準備中であることを不知

## 第2 再審事件としての菊池事件

### 1 菊池事件とはどのような事件か

ア 2つの事件がある。熊本県内の山村で発生した、1951年8月の第1次事件(殺人未遂)と1952年7月6日に発生した第2次事件(殺人)

イ 無らい県運動が最も激しかった時期。村役場でハンセン病患者の現況調査をし熊本県に報告した元職員が被害者、ハンセン病患者として届けられたF氏が加害者とされた

ウ 一貫して無実を訴えたが第1次事件で懲役10年、第2次事件で死刑

### 2 菊池事件の再審事件としての特異性

(1) ハンセン病隔離政策下における「特別法廷」で審理された事件であること

(2) 逮捕、取調、審理、死刑の執行のすべてにおいてハンセン病に対する偏見・差別が反映していること ⇒ ハンセン病隔離政策への司法の加担責任が問われる

(3) 死刑が執行されてしまった事件の再審請求であること

⇒ 死刑制度の根幹にかかわる

### 3 「特別法廷」の違憲性と菊池事件

(1) 「特別法廷」とは何か

最高裁判所は、ハンセン病患者の刑事事件については、すべて、裁判所法69条2項を根拠として、裁判所外のハンセン病療養所や医療刑務所で公判を開廷させた。

1994年1月から1972年2月まで95件に及んでいる。

## (2) 最高裁判所による調査報告の意義とその限界

ア 最高裁判所は、2016年4月に「特別法廷」についての調査報告書を公表し、「遅くとも昭和35年以降、裁判所法69条2項に違反するものであった」ことを認め、このような誤った運用が、ハンセン病患者に対する偏見・差別を助長することにつながるものになったこと及び「当事者であるハンセン病患者の人格と尊厳を傷つけるものであったことを深く反省し、お詫びすること」を明かにした。(別紙資料「裁判官会議談話」)

### イ 調査報告の意義

- ① 最高裁判所が、自らの司法行政上の対応について、調査のうえ謝罪したのは、歴史上はじめてのことであること
- ② 最高裁判所が、差別的な取扱いであること、つまり、実質的に、憲法14条違反を犯したということを認めていること

### ウ 調査報告書の限界

- ① 遅くとも、昭和35年以降という限定を付していること  
⇒ 菊池事件が除外される
- ② 憲法の公開原則違反および審理の非人道性を認めていないこと
- ③ 「特別法廷」の許可が隔離政策の一環としてなされたものであることが明確にされていないこと
- ④ 被害回復のための再審の必要性について全く論及していないこと

## 4 菊池事件における逮捕から死刑執行に至るまでの差別的取扱いについて

### (1) 逮捕から取調べに至る過程

ア 拳銃の発砲による右前腕貫通銃創・尺骨の複雑骨折の重症

イ 応急手当を行った内科医、外科医の証言

- ①内科医 「ぽたぽたと流れ落ちる大出血で対応できなかった。」
- ②外科医 「悪質な病気と聞いていたので、早急に手当てして帰らせることが先決と考え、レントゲンもとらず手探りで骨折の見当を付け治療して帰らせた。」

ウ 再三の鎮痛剤投与下の取調べと「自白」調書の作成

外科医院から帰った直後 3 度に及ぶ鎮痛剤の投与 当日午前 1 時に鎮痛剤を看護師が持参して投与 翌朝4 時に医師往診して鎮痛剤の注射 同日午前8 時と午後の8 時の合計 3 回の鎮痛剤の注射 このような状態下で、弁解録取書と 2 通の供述調書

⇒凶器は草刈鎌との署名のない虚偽の自供書

( 2 ) 審理における「 弁護」の不在

ア 罪状認否における「 何も言うことはない」との陳述

イ 書証すべてに同意 ウ 証人尋問、被告人質問の懈怠 エ 検証への不参加

( 3 ) 死刑執行に至る経過

第3 次再審請求棄却翌日の死刑執行 ⇒第4 次再審請求を封殺

5 第4 次再審請求に至る経過

( 1 ) 死刑執行による遺族の再審請求の困難性

( 2 ) 検察庁に対する再審請求要請と最高裁判所に対する特別法廷検証要請 ( 2013.11.6 )

( 3 ) 菊池国賠訴訟の提起 ( 2017.3 .31 ) と違憲判決の獲得 ( 2020.2.26 )

( 4 ) 国民的再審請求書の提出 ( 2020.11.13 )

( 5 ) 遺族による第4 次再審請求 ( 2021.4.22 )

6 第4 次再審請求の現段階

( 1 ) 憲法的再審事由の主張

ア 特別法廷の違憲性 ( 13 条、14 条、37 条1 項)

イ 弁護人の弁護活動の違憲性 ( 37 条3 項)

( 2 ) 実体的再審事由の主張

ア 新証拠としての法医学鑑定

確定判決が凶器と認定した短刀では、遺体の第8 肋骨の「 正鋭」な創傷は形成されない

イ 新証拠としての供述心理学鑑定

確定判決の証拠の柱としての親族供述は、捜査官の誘導により作出された

ものであり、信用性がない

(3) 「証人」尋問の実施

ア 内田博文九州大学名誉教授「憲法的再審事由」についての証人(2024.10.1)

イ 山本啓一(法医学者)氏の証人尋問(2025.3.18)

ウ 大倉得史京都大学教授の証人尋問(前同日)

(4) 総括プレゼンの実施(2025.7.7)

(5) 熊本地裁決定(2026.21.28)の要旨とその問題点(別紙「決定骨子」)

ア 確定審の審理は、憲法13条、14条違反であり、37条1項違反の疑いも認められるが、

これらの違憲性は確定判決の証拠関係に影響しないので再審事由に該当しない。

⇒ 憲法違反の確定判決を放置しても構わない。

イ 弁護人の弁護は好ましくはないが、書証に同意したうえで無罪を勝ち取るという方針であ

った可能性があり、憲法37条違反とは言えない。

⇒ そのような方針であった弁護人が、親族の証人尋問も請求せず、職権で採用された

被告人質問においても何らの質問をしていない等ということがありうるのか。

ウ 実体的再審事由に関する新証拠は、確定判決の事実認定を覆すには足りない。

### 第3 再審事件としての飯塚事件の特異性と経過

#### 1 第一次再審で明らかになった飯塚事件の特異性

##### (1) 死刑判決の証拠の柱

①科警研によるMCT118型DNA鑑定

②遺留品発見現場付近での車両の目撃証言(T証言)

③被害児童を最後に目撃したとの証言(O証言)とその付近での車両の目撃証言

##### (2) 捜査過程における証拠の改ざん、誘導、隠匿の事実

ア MCT 118 型DNA 鑑定写真の改ざんと犯人特定証拠の隠滅

- ① 裁判所の指示で取り寄せた鑑定実験写真のネガフィルムによって、証拠写真の改ざんが明らかになった(別紙「鑑定写真」)
- ② 被害児童の膺内から検出された血液を含んだ綿花の処分ないし隠匿  
→ このため、最新のDNA 鑑定による真犯人の特定不能に

イ T 証言形成過程の「犯罪的」というべき特異性

- ・ T の初期供述は、3 月2 日の「紺色ワゴン車」のみ。
- ・ T の最初の員面調書は、1992 年3 月9 日付け(作成者大坪警察官)で、以下の内容。

- ① トヨタやニッサンではない。
- ② ラインはなかった。
- ③ 後輪ダブルタイヤ
- ④ 窓にフィルムが貼ってあった

- ・ 検察官が開示した登尾報告書の別表に、大坪警察官が3 月7 日に、久間さんの車を見分し「ラインがないこと」を確認していた。

(注 久間さんの車は、マツダのエストコーストで、車体に黄色の派手なラインがあるのが特徴。ところが、久間さんは購入後、そのラインを消していた。別紙資料がウエストコーストのカタログと久間さんの車の写真)

- ・ T の実況見分時の指示説明における後輪ダブルタイヤの現認方法  
通り過ぎてから振り返って現認した(別紙資料写真、運転席側の窓ガラスから肘が出た状態での振り返り)。

しかしながら、実況見分は5 月に実施。事件は、厳冬期の山中。

←窓ガラスを開けたまま山道を運転することはありえない。

- ・ 久間さんが車を売却後、押収して見分したところ、後輪ダブルタイヤは、後方8 メートル以上離れた地点でないと現認できないことが判明。  
→ T の新たな供述調書「後輪が前輪に比べて小さかったので後輪ダブルタイヤと判断した」と変遷。→ 捜査官に翻弄されている。

### (3) 法廷での警察官の偽証

確定審の控訴審で証人として出廷したF 警察官「T の供述を経て初めて犯行に使用された車両をマツダボンゴ車と特定した」と証言し、判決はこれをそのまま採用した。

## 2 第一次再審における裁判所の判断

(1) 科警研DNA 鑑定は信用性が認められない。

(2) T 証言の内、後輪ダブルタイヤの部分は、誘導されていないので信用しうる ←3 月4 日の捜査報告書にT が「後輪ダブルタイヤ」と述べている

(3) 他の情況証拠によって有罪と認定しうる。

## 3 第二次再審の現段階

(1) 新証拠とその意義(明白性)

ア 被害児童を最後に目撃したとされていたO 証人の新供述

「私が目撃したのは事件当日ではないのに、警察官に強引に誘導された」との新供述

← 私の曖昧な供述のせいで久間さんが死刑にされたという自責の念から、26 年の時間を経て、弁護士事務所に連絡。

→ この新供述によって確定判決の柱の③が証拠として無意味化

イ 事件直後に、犯人と被害児童を目撃したとの木村供述

「誘拐事件との報道を知り、翌日警察に通報し、警察官から事情聴取を受けたが、目撃した車が軽貨物であることを言った途端に調書化されなかった。」「その後久間さんの第1 回公判を傍聴したが、目撃した人物は全く別人」

(2) 福岡地裁での審理の経過と攻防の焦点

ア 木村証人と O 証人の尋問の実施

イ 証拠開示を巡る攻防

① 大坪警察官の3 月7 日付捜査報告書の開示要求

検察官「不見当」⇒ 裁判所は反応せず

② O 証人の初期供述に関する証拠の開示

検察官「 不見当」⇒ 裁判所 送致文書のリストあるのか⇒検察官「あ  
る」⇒裁判所「 開示勧告」⇒検察官「 裁判所には証拠開示を勧告したり命  
令する法的根拠なし」として開示を拒否⇒裁判所反応せず

( 3 ) 福岡地裁の決定(2024 年 6 月 15 日)

ア ○新供述は、30 年以上昔の出来事に関するものであり、旧供述の方が  
信用できる。警察官には、虚偽の供述を誘導する動機はない。

⇒裁判所は、信用性を否定することで新旧証拠の総合評価を回避

イ 木村証言は短時間の目撃にすぎず特定性に欠ける。

( 4 ) 即時抗告審の開始

ア 第1 回進行協議( 2024 .10 .28 )

裁判所 検察官に対して 以下の2 点について証拠開示勧告

① ○証人、木村証人の初期供述について再度その所在について調査し、  
存在した場合は提出すること、存在しない場合には、どのような調  
査を行ったのかについて12 月27 日までに文書で説明すること

② 警察から検察官に送致された証拠の目録をありのまま提出すること

イ 検察官の回答

① 不存在

② 提出しない

ウ 第2 回進行協議( 2025 .1 .30 )

裁判所、検察官に対して、インカメラ(裁判官に対してのみ提示)勧告

⇒ 検察官 応じる

⇒ インカメラ実施 書類目録に初期供述存在せず

エ 第3 回進行協議( 2025 .3 .24 )

弁護士、インカメラの継続による再精査及び弁護士への開示要求

オ 第4 回進行協議( 2025 .4 .22 )

裁判所、弁護士の要求に応じず

カ 第5 回進行協議( 2025 .6 .3 )

裁判所、審理終結

キ 弁護士人による総括プレゼン(2025.9.30)

(5) 福岡高裁棄却決定(2026.2.16)とその問題点

新証拠への信用性を認めず、その結果として弁護人が主張した証拠の改ざんや偽証についての判断を示さず、第一次再審請求決定の問題点にも論及しなかった

現在、最高裁に特別抗告中である

第4 死刑執行事件の再審請求としての特殊性と再審開始の意義

(1) 死刑制度の残虐性

ア 袴田さんの心身を破壊したもの

イ Fさん及び久間さんの命は取り返せない

(2) 死刑判決と再審開始

確定死刑判決執行前の再審請求と死刑執行再審請求の相違

⇒ 死刑執行再審の場合、再審開始は国家による無辜の市民の殺害を意味することになる。

⇒ 死刑制度の根幹を揺るがすことにつながる。

⇒ 担当裁判官への厚い壁として機能する。

(3) 菊池事件、飯塚事件再審開始は、死刑制度廃止に向けての橋頭堡

(4) 死刑執行停止制度の必要性

令和3年(た)第1号

決 定 骨 子

第1 主文

本件再審請求を棄却する。

5 第2 理由の要旨

本件確定判決の審理手続に憲法違反ないしその疑いがあるとしても、憲法9  
8条1項、81条、99条又は刑訴法435条6号に基づき再審を開始すべきであ  
るとは認められない。また、新証拠である法医学の観点からのU鑑定のうち新規性  
が認められる部分は、被害者の各創傷や推定される成傷器に関するE鑑定の信用  
10 性を左右するものではなく、事件本人が被害者殺害の犯人である旨の確定判決の認  
定に合理的疑いを生じさせるものではない。さらに、新証拠である供述心理学の観  
点からのV鑑定は、事件本人から被害者殺害の告白を受けた事実等に関する事件本  
人の親族らの各供述の核心的部分の信用性を減殺するものとは認められない。

よって、本件再審請求は理由がないから刑訴法447条1項により棄却す  
15 ることとして、主文のとおり決定する。

令和8年1月28日

熊本地方裁判所刑事部

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 中 | 田 | 幹 | 人 |
| 裁判官    | 鈴 | 木 | 和 | 彦 |
| 20 裁判官 | 若 | 松 | 亮 | 太 |

## 最高裁判所裁判官会議談話

「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」を公表するに当たり、同報告書に示されたとおりハンセン病に罹患された方々への裁判所による違法な扱いがなされたことにつき、ここに反省の思いを表すものです。

長きにわたる開廷場所の指定についての誤った差別的な姿勢は、当事者となられた方々の基本的人権と裁判というものへの在り方を揺るがす性格のものでした。国民の基本的人権を擁護するために柱となるべき立場にありながら、このような姿勢に基づく運用を続けたことにつき、司法行政を担う最高裁判所裁判官会議としてその責任を痛感します。これを機に、司法行政に取り組むに当たってのあるべき姿勢を再確認するとともに、今後、有識者委員会からの提言を踏まえ、諸施策を検討して体制づくりに努め、必要な措置を、速やかに、かつ、着実に実施してまいります。

ハンセン病に罹患された患者・元患者の方々はもとより、御家族など関係の方々には、ここに至った時間の長さを含め、心からお詫びを申し上げる次第です。